

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 ((介護予防) 訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (介護予防) 訪問入浴介護 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 夜間対応型訪問介護
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算 (I) 2 サービス提供体制強化加算 (II) 3 サービス提供体制強化加算 (III)

5 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修 (外部における研修を含む) を実施又は実施を予定していること。	有 ・ 無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有 ・ 無
	③ 健康診断等を定期的に実施すること。	有 ・ 無

6 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	又は		有 ・ 無
①に占める③の割合が25%以上			
	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が40%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	又は		有 ・ 無
①に占める③の割合が60%以上			
	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数 (常勤換算)	人	

(3) サービス提供体制強化加算 (III)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	又は		有 ・ 無
①に占める③の割合が50%以上			
	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数 (常勤換算)	人	
常勤職員の状況 (定期巡回のみ)	①に占める②の割合が60%以上		有 ・ 無
	① 従業者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無
	① 従業者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「実務者研修修了者等」には「旧介護職員基礎研修課程修了者」を含む。

備考3 従業者とは、訪問入浴介護における訪問入浴介護従業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者、夜間対応型訪問介護における夜間対応型訪問介護従業者をいう。

- 備考4 上記全ての算定要件を確認できる書面は、実地指導等の際に確認させていただきますので、事業所において適切に保管してください。
- 備考5 当該届出を行った後の配置割合の計算について
- (1) 新規事業所などで前年度実績が6月未満の場合は、毎月継続的に直近3月間の配置割合を計算し、所定の割合を維持しなければなりません。(要件を欠く場合は、速やかにその旨届け出ること)
 - (2) 前年度実績が6月以上ある事業所の場合は、前年度実績で配置割合を計算するため、毎月の計算は不要です。ただし、次年度以降も継続して加算を算定する場合は、毎年3月に前年度実績となる11月間(4月～2月)について配置割合の計算を行い、次年度に係る加算の算定要件が満たされているか再確認してください。計算の結果、引き続き加算の算定が可能な場合は、年度ごとに改めて届出する必要はありません。(要件を欠く場合は、速やかにその旨届け出ること)